

一定面積以上の土地取引には  
国土利用計画法に基づく

# 届出が必要です！

## 【届出の対象となる面積】

市街化区域  
2,000㎡以上

市街化区域以外の  
都市計画区域  
5,000㎡以上

都市計画区域外  
10,000㎡以上

届出期限は、契約締結日を含  
めて**2週間以内**です。

届出は、**市町村長**を経由して  
**北海道知事**に対して行います。  
(札幌市内の土地は、札幌市長)

届出がなされた土地について  
利用目的の審査が行われます。

届出をしなかった場合は、罰せ  
られることがあります。

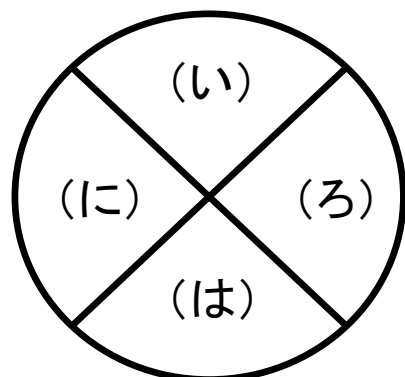
詳しくは土地の所在する市町村、  
又は北海道の総合振興局、振興局にお問い合わせ下さい。  
\* 総合振興局(振興局)の電話番号は裏面でご確認願います。

北海道総合政策部政策局土地水対策課  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/seido.htm>

主な取引形態別の届出要件の該当の有無	
届出が <b>必要</b> な場合	届出が <b>不要</b> な場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買</li> <li>・共有持分の譲渡</li> <li>・営業譲渡</li> <li>・代物弁済</li> <li>・交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与</li> <li>・相続</li> <li>・遺贈</li> </ul>
<p>土地の権利の<b>取得者</b>（売買であれば<b>買主</b>）が届出者となります。</p>	

※取引の当事者が国・地方公共団体等の場合は、届出は必要ありません。

### 【一団の土地】



売る人	土地	買う人
甲さん	(い)	Aさん
乙さん	(ろ)	
丙さん	(は)	
丁さん	(に)	
(い + ろ + は + に) ≥ 一定面積(注)		

一体としてまとまりのある土地(い+ろ+は+に)の面積が一定面積(注)以上の場合は届出が必要です。

(注) 市街化区域	2,000㎡
市街化区域外の都市計画区域	5,000㎡
都市計画区域外	10,000㎡

### 【総合振興局・振興局電話番号】

(総合) 振興局	電話番号 (直通)	(総合) 振興局	電話番号 (直通)
空知総合振興局	(0126) 20-0034	上川総合振興局	(0166) 46-5916
石狩振興局	(011) 204-5815	留萌振興局	(0164) 42-8421
後志総合振興局	(0136) 23-1419	宗谷総合振興局	(0162) 33-2915
胆振総合振興局	(0143) 24-9568	オホーツク総合振興局	(0152) 41-0623
日高振興局	(0146) 22-9077	十勝総合振興局	(0155) 26-9022
渡島総合振興局	(0138) 47-9428	釧路総合振興局	(0154) 43-9143
檜山振興局	(0139) 52-6470	根室振興局	(0153) 23-6817

※担当課：各(総合)振興局の地域創生部地域政策課